

# 航空従事者指定養成施設 教育実施ハンドブック（WT 教官用）

- ◇ 航空従事者指定養成施設入所までの訓練に対する考え方
- ◇ 指定養成施設手続き等実施要領
- ◇ 指定養成施設「様式」の記入例
- ◇ 指定養成施設「教育規程」抜粋

2021年12月15日

（公財）日本学生航空連盟

## 航空従事者指定養成施設入所までの訓練に対する考え方

指定養成施設とは、指定した教育課程をすべて修了した訓練生に、修了した資格の実技試験を免除する制度です。

訓練生は航空部へ入部した時点から、自家用操縦士の訓練シラバスを基本に学習・練習を重ねてきています。指定養成施設への入所は、ただ単に入所要件の28回の単独飛行等が終われば入所できるのではなく、入所時点で、ほぼ自家用操縦士としての教育を終わっていることが前提です。実質は養成期間中に教育と言うよりも、学科、実技の能力確認を行い、自家用操縦士に必要な知識、技能を総合的に修得することになります。

日常の訓練からフライトログ記載を適切に行い、特に補足事項の欄も入所審査時のログ記載の注意に従って実施し、入所審査の際には入所基準の自家用操縦士の経歴に必要な空中操作科目の実施20回以上、緊急処置5回以上等の実施が確認できるよう指導してください。

入所審査は主席実技教官または技能審査立合教官が実施してください。入所後に自家用課程を練習するのではなく、13回の実技は各科目が確実に実施できるかどうかを確認することになります。追加教育を必要としないレベルであることを確認して、コース開始前14日前までに学連へ入所の申し込みを行ってください。

コース開始前に必要な事項、疑問点などがあれば事務局まで問い合わせてください。またコース実施中に不明な点があればお手数ですが現場で処理する前に事務局へ連絡頂くようお願いいたします。

以上

# 指定養成施設手続き等実施要領

(公財) 日本学生航空連盟

指定養成の手続き等について、教育規程によるもののほかは、この実施要領に従い実施して下さい。

## 1. 〔指定養成実施全体の流れ〕

### (1) 指定養成施設開所の準備

- ① 指定養成教官と指定養成を実施可能な合宿日程、入所審査日等を検討
- (2) 入所審査書類の準備と審査の実施
- (3) 入所申込書類等の事務局への提出
- (4) 事務局が入所（開所）を決定、航空局へ開所報告
- (5) 指定養成コースの実施（学科、実地）
- (6) 技能審査の実施
- (7) 技能審査（合格）後に一件書類を事務局へ提出
- (8) 航空局へ技能証明書の申請

## 2. 〔入所審査〕

### (1) 入所基準

飛行経歴は次の要件を満たしていること確認

- ① 総飛行回数70回以上。
- ② 単独飛行2時間50分以上
- ③ 単独飛行回数28回以上
- ④ 空中操作科目20回以上
- ⑤ 緊急処置5回以上
- ⑥ 入所審査において、養成期間内に自家用操縦士の技能審査に合格する見込みが有ると認められた者
- ⑦ 学科試験結果通知書の期限が技能審査に合格し、技能証明申請書申請を行うまで有効

### (2) 入所審査の実施

- ① 「入所審査成績報告書」(様式14-1)、「入所審査判定要領・成績表」(様式14-2)を準備
- ② 指定養成施設計画書（仮）作成

- ③ 入所審査は主席実技教官または、技能審査立ち合い教官が「入所審査判定要領・成績表」により入所希望の1か月前以降を目途に実施
- ④ 入所審査時の確認
  - ・操縦練習許可書:単独証明、有効期間
  - ・学科試験合格通知者原本:技能証明申請まで有効
  - ・VHF無線機搭載機を操縦する場合は無線従事者免許
  - ・眼鏡等の限定がある場合は予備眼鏡
- ⑤ 学生のフライトログの補足事項欄に「指定養成入所審査」と記載
- ⑥ 入所審査に合格させたら、「入所審査成績報告書」、「入所審査判定要領・成績表」、「入所申込書」を完成させる。入所申込書は訓練所長の確認を必要
- ⑦ 事務局が技能審査希望日を技能審査員と日程調整

### 3. [入所の申込]

#### (1) 入所申込時に事務局へ提出する書類等

- ① 入所審査成績報告書(住民票の氏名と住所を記載)
- ② 入所審査判定要領・成績表
- ③ 入所申込書
- ④ 乗組員飛行日誌(ログブック)コース開所前30回以上コピー
- ⑤ 技能証明申請書(国土交通省 第19号の2様式)
  - ・住民票の氏名と住所を記載
- ⑥ 住民票1葉(本籍の記載、技能審査時3か月以内)
- ⑦ 学科試験通知書のコピー2葉
- ⑧ 顔写真3×2.5cm(審査前6か月以内、脱帽、上半身、無背景裏面に「氏名、撮影年月日、自家用」を記載)
- ⑨ 手数料16,500円(宿泊費、飛行費用は別途清算)
- ⑧ 指定養成施設計画書の決定(あらかじめメールで提出・確認)

#### (2) 入所の申込は開所まで2週間以上空けて申込

#### (3) 事務局が入所(開所)を決定、航空局へ開所報告

- ① 事務局は開所7日前を目途に入所報告書(様式14-3)を作成航空局へ提出

### 4. [指定養成コースの設定と実施]

#### (1) 指定養成コースは各校の合宿訓練内で実施

#### (2) コースの開始前の担当教官確認

- ・「コース前担当教官確認表」(様式11-6)に従ってそのコースを担当する教官が必要事項を確認(現行は事務局が実施)

#### (3) 指定養成コースは、規程上標準6名だが、合宿の収容人数を考慮して決定、最大

15名の入所者で計画

- (4) 指定養成 コースの教育期間は標準4週間、最大8週間
- (5) 実技の教育は「実技教育標準パターン」、『実技教官引継表の記入要領』により実施
- (6) 訓練生が所定のレベルに達していない場合は、3回の飛行を限度として追加教育を実施。
- (7) 追加教育を実施する場合は主席実技教官と協議してから実施
- (8) 追加教育を実施してもレベルに達しない場合は教育を中止
- (9) 学生のフライトログの補足事項は『実技教育実施記録表』の実施項目を記載
- (10) 学科に関しては学科教育標準パターンの教育時間により実施するが、学科の追加教育も主席学科教官と協議が必要
- (11) 最後の試験は『学科教育修了時試験成績表』に従い実施します。項目が多いので各科目はサンプリングで質問し知識を確認
- (12) 学科教育、実技教育がすべて修了し、天候、機材、健康等の問題から技能審査が7日以上出来なかった場合は、1回を限度として補備教育（実技飛行）が実施可能
- (13) 入所申込後の計画変更・中止
  - ・コースの変更・中止等が生じた場合は事務局へ届け出、事務局は変更内容を確認し航空局へ「変更報告書」（様式14-4）を提出

## 5.〔技能審査〕

- (1) 指定養成コースの所定の教育を修了したものを対象に技能審査を実施、技能審査を受けるときに審査員へ提示・提出（立合教官が書類の点検）する書類（提示）
  - ① 操縦練習許可書
  - ② 眼鏡等の限定事項がある場合予備眼鏡を含めて眼鏡
  - ③ 乗組員飛行日誌
    - ・飛行日誌は教育終了時点で締めて集計（その時間を技能審査成績表記載）
  - ④ 無線従事者免許（VHF搭載機が審査機）
  - ⑤ 学科試験結果通知書（原本）（提出）
  - ① 学科教育実施記録表（表 様式9-1-1）
    - ・学科合計時間を記載、教官所見欄に技能審査受審可能を記載署名・（捺印）
  - ② 学科教育終了試験成績表（裏 様式9-1-2）
    - ・教官所見欄に技能審査受審可能を記載署名・（捺印）
  - ③ 実技教育実施記録表（ウィンチ曳航）（様式9-2）
    - ・教育時間累計を記載、技能審査受審可能を記載署名・（捺印）

・技能審査終了後、技能審査の時間等を記入、立会教官が署名・(捺印)

④ 実技教官引継表(ウィン智曳航) (様式 9-6)

・「単独飛行の技量を確認」の記載を確認

・各科目に実施回数類型を記載、確認年月日を記入、署名 (捺印)

⑤ 技能審査成績報告書 (表 様式 9-4)

⑥ 技能審査成績報告書成績表 (裏 様式 9-5)

(2) 技能審査員が 教育した受験生については、他の技能審査員が審査

(3) 技能審査に不合格となった受験生は、再教育計画を主席教官と調整、作成し、教育を実施後に、一度だけ再審査を受けることが可能

(4) 立会教官は主席実技教官または入所審査を行った教官で、原則として所定の実技コースをチェックアウトした教官

(5) 立ち合い教官実施時の注意事項

学連の航空従事者指定養成施設は大学航空部の合宿訓練中に開所する事が多く、技能審査も一般訓練の合間に行っています。そのため、一般訓練と同じように進めがちですが、立ち合い教官が「技能審査」の環境作りに気を配ってください。

① 立ち合い教官自身は環境づくりに徹する。

・被審査者の飛行準備やフライトの直接支援は不正行為になるリスクがある。

② 審査中は被審査者に対して他の学生が話かけないように注意 (厳守)

・周囲の援助等が審査における不正とされる可能性もある。

—フライトを終えて来た被審査者に「お前もっとダイブ開いて降りろよ～」などと話かけることをしないように。

・被審査者から他学生に機体運搬などの支援を求めることは構わない。

—他者の支援を受けて機体の取り回しを行えることは審査項目です。

③ 「技能審査」というプロセスを通常の一般訓練とは少し切り離して、被審査者と審査員が適度な緊張感の中で向き合う環境を整える。

・被審査者のフライトが発航された後は少し間を開ける。

—少し間を開ければ着陸が被るリスクが減る。

—科目実施の際に注意すべき事柄 (近くにいる他機への警戒) が減る。

—被審査者が通常 CP 通過高度を下回ったら次の発航をせず、待つように努める。万一次の発航がトラブルした時は被審査者の着陸に大きなリスク要因になる。

・被審査者が地上作業をしやすい環境作りに注意する

—被審査者とピストの発航前打合せを事前に周知し、雑音の無い打合せ環境を指導する。

—審査がスムーズに進むように、機体押し等に必要な人員を配置する。

—被審査者は審査に集中させ、一般訓練の業務をさせないようにする。

## 6. [技能審査終了後事務局へ提出書類]

技能審査終了後、以下の書類を訓練生経由（基本）で事務局へ提出

### (1) 訓練生側提出書類

- ① 技能審査成績報告書・成績表 (様式 9-4,9-5)
- ② 学科教育実施記録表・終了試験成績表 (様式 9-1-1,9-1-2)
- ③ 実技教育実施記録表 (ウィンチ曳航) (様式 9-2)
- ④ 実技教官引継表 (ウィンチ曳航) (様式 9-6)
- ⑤ 指定養成期間中の発航記録
- ⑥ 指定養成期間中のフライトログのコピー
- ⑦ 指定養成期間中のヒヤリハットレポート (発生した場合)
- ⑧ 訓練開始点検表

### (2) 事務局側整備

- ① 教育施設、訓練機材等点検報告書 (訓練所長作成)  
(様式 11-10)
- ② 技能審査結果の評価に関する報告書(技能審査員作成)  
・コース終了後、技能審査審が立会教官と打ち合わせし、問題点などを話し合い報告 (様式 11-9)

## 7. [航空局へ技能証明書の申請]

- (1) 一件書類を教育規程に照らし確認、終了証明書の発行  
(様式 10-1)
- (2) 航空局へ技能証明書の申請

## 8. [技能審査終了後の諸注意]

- (1) 学連事務局へ必要書類提出後おおよそ1～2週間で航空局から技能証明書が交付されます。技能証明書は事務局が航空局から受け取り受審者へ通知します。
- (2) 技能証明書が交付された時点で現有の操縦練習許可証は失効します。
- (3) 技能証明書を受け取ったら速やかに、航空身体検査を受けてください。練習許可証が失効して航空身体検査証明が届くまで飛行はできません。

以上

## 指定養成施設「様式」の記入例

### (記入例記載様式)

指定養成施設計画書	—
ログブックの記入・チェック注意点	—
入所審査成績報告書	様式 14-1
入所審査判定要領・成績表の一表 (省略)	様式 14-2
入所審査判定要領・成績表の一裏 (省略)	様式 14-2
入所申込書	—
技能証明申請書	第 19 号の 2 様式 (HB の鉛筆で記入)
学科教育実施記録表	様式 9-1-1
学科教育修了試験成績表	様式 9-1-2
実技教育実施記録表	様式 9-2
実技教官引継表 (ウインチ曳航)	様式 9-6
実技教官引継ぎ表-裏面 (コピー挿入)	様式 9-8
技能審査成績報告書	様式 9-4

### (記入例省略用様式)

コース前担当教官確認表 (事務局作成記入例省略)	様式 11-6
教育施設、訓練機材点検報告書 (事務局作成記入例省略)	様式 11-10
訓練開始点検表 (省略)	—
技能審査結果の評価に関する報告書 (技能審査員作成記入例省略)	様式 11-9



## 指定養成施設計画書(案)記入例

公益財団法人日本学生航空連盟

訓練所長 中村 暢宏

担当者 深田 浩

学生班長 学連太郎

1. 目的 自家用操縦士(滑空機)上級技能証明取得のため期別第〇〇〇期の指定養成コースを開催する。

2. 場所 妻沼滑空場 住所:埼玉県熊谷市葛和田 1975 連絡先:(TEL)048-588-0697

3. 指定養成施設管理者、教官並びに技能審査員

管理者 吉田 正克

学科首席教官 深田 浩

実技首席教官 太田 洋一

担当学科教官 田中 昇、江口 正、田村 花子

担当実技教官 田中 昇、江口 正、田村 花子

技能審査員 中村 暢宏、八尾 正孝

4. 訓練生

氏名	電話番号	大学名	実技担当教官
学連 太郎	携帯電話 メールアドレス	新橋大学2年	田中 昇、江口 正、 田村 花子
〇〇 〇〇	同上	新橋大学3年	〃

5. 期間 2021年2月10日(水)~2021年4月6日(火)

(場所:学科-公益財団法人日本学生航空連盟事務所、妻沼滑空場 実技-妻沼滑空場)

入所審査日:2021年2月20日(土)

日程	内 容	担当教官
3月10日(水)	学科(1-1,1-2,2-1) 2時間30分 15時~	田中 昇
3月11日(木)	学科(2-2,2-3,2-4,2-5) 4時間 13時~	江口 正
3月12日(金)	学科(3,4) 2時間30分 15時~	田村 花子
3月15日(月)	学科(5) 1時間 17時~	田村 花子
3月16日(火)	実技(1-1,1-2,1-3,1-4)	田中 昇
3月17日(水)	実技(1-5,1-6)	江口 正
3月18日(木)	実技(1-7,1-8)	田村花子
3月19日(金)	実技(2-1, 2-2,3-1, 3-2)	田村花子
3月20日(土)	実技(3-3)	田村花子
3月21日(日)	実技予備日	
3月22日(月)	技能審査日	技能審査員
2月23日(火)	技能審査予備日	

使用予定諸機材

(1) 機 体:アレキサンダー・シュライハー式 ASK21 型

JA2520(耐空証明期限:2022年〇月〇日、JA05KH(耐空証明期限:2022年〇月〇日)

JA2379(耐空証明期限:2022年〇月〇日)

ウインチ:法政 2連ウインチ、学連 4連ウインチ 1号・2号

(2) リトリブ:法政 2連リトリブ、学連 4連リトリブ 1号・2号・3号

(3) 無線機:新橋大学/日本学生航空連盟

機材車:新橋大学/日本学生航空連盟

その他機材:新橋大学/日本学生航空連盟

7. 予 算

教官謝礼・着陸料・宿泊料・食費・その他経費

以上

(1) DATE YEAR 年	(2) GLIDER 滑空機	(3) (4) LOCATION 離着陸の区間	(5) TIME 時刻				(6) NO. OF LANDING 着陸 回数	(7) FLIGHT TIME 飛行時間	GLIDER 滑空機				ALTITUDE 高度				
			MON. DAY 月 日	TYPE 型式	REG. NO 登録記号	TAKE OFF 離陸地			LANDING 着陸地	TAKE OFF 離陸	LANDING 着陸	SOLO OR P.I.C. 単独又は機長		DUAL 同乗教育		RELEASE 離脱	MAX. 最高
												WINCH/AUTO ウインチ曳航	AERO TOW 航空機曳航	WINCH/AUTO ウインチ曳航	AERO TOW 航空機曳航		
2009	ASK21	JA2520	香浜	香浜	10:30	10:36	1	06				06		400			
2009	ASK21	JA2520	香浜	香浜	11:00	11:06	1	06				06		400			
2009	ASK21	JA2520	香浜	香浜	12:10	12:20	1	10	10					500			
2009	ASK21	JA2520	香浜	香浜	13:05	13:15	1	10	10					500			
2009	ASK21	JA2520	香浜	香浜	11:15	11:21	1					06		400			
2009	ASK21	JA2520	香浜	香浜	14:20	14:30	1					10		500			
PAGE TOTAL 頁小計						6回	0:48	0:20				0:28					
AMT. FORWARD 前頁までの合計						136回	25:55	8:22				14:13	8:20				
TOTAL 総合計						142回	26:43	8:42				14:41	2:20				
						142回	31回				101回	10回					
							A	B	C	D	E						

ログブックコピー提出注意事項

- ✧ 飛行時間、飛行回数に誤りがないこと  
B、C、D、Eの合計がAと一致をチェック
- ✧ 最新30回分の記載されているコピー
- ✧ 飛行した日の日付が判ること
- ✧ 補足事項の欄に練習科目が記入されていること
- ✧ “入所審査フライト”の記載があること

(8) NO. OF LAND 着陸回数	MOTOR GLIDER 動力滑空機	FLIGHT TIME 飛行時間	(9) SOLO OR P.I.C. 単独又は機長		(10) DUAL 同乗教育		(11) COUNTRY TIME 野外飛行	(12) INSTRUCTION TIME 操縦教員としての時間	その他の 飛行時間	(13) REMARKS. 補足事項 練習科目 その他	(14) P.I.C. OR INSTRUCTOR'S SIGNATURE 機長又は教員署名 CERT. NO. 教証番号
			MOTOR 動力	GLIDER 滑空	MOTOR 動力	GLIDER 滑空					
			回	回	回	回					
										低空飛行免許科目 朱連 1. 2. 朱連 3. 4. 最低滑空機飛行 最小沈下誘導飛行 入所審査フライト	田村隆子217 田村隆子217 田村隆子217 田村隆子217 田村隆子217 田村隆子217
回	回	回	回	回	回	回	回	回	回		
回	回	回	回	回	回	回	回	回	回		
回	回	回	回	回	回	回	回	回	回		

NOTES  
備考

入所審査成績報告書  
(上級滑空機)

総合判定

合格

① 受審者調書 (受審者記入欄)

ふりがな	がく れん た ろう		生年月日	2001年4月1日生	
氏名	学連太郎 (印)				
受審する資格	審査の種類		既得の技能証明		
自家用操縦士	技能証明		No		
審査に使用する滑空機			操縦練習許可書番号		
等級	型式	国籍・登録記号	No 東京総第100号		
上級滑空機	アルファワン-シラハ 式 ASK21 型	JA 2520	有効期限 2022年3月1日		
現住所	東京都港区新橋1-18-2		郵便番号 105-0004		
連絡先 (大学名)	新橋大学		電話番号 03-6206-1235		
学科試験合格	2020年5月10日		受験地 東京		

飛行経歴 (入所審査を受ける前までの経歴を記入)

上級滑空機の総飛行時間および回数	26 時間 33 分 141 回
受審する滑空機と同型式の滑空機の飛行時間、回数	17 時間 51 分 100 回
滑空機・上級による単独飛行時間および回数	8 時間 42 分 31 回

② 教官の証明 (指定養成教官記入欄)

受審者 学連太郎 は入所要件に係る飛行経歴および所定の技能を有していることを証明します。

教官の有する技能証明の資格と番号 自家用 操縦士 No 5002  
操縦教育証明 No 217

2021年2月20日

教官署名 田村花子 (印)

③ 審査の実施 (担当者記入欄)

期日 年 月 日 場所 担当者 印

(特記事項)

指定養成施設の担当者記入

※総合判定は合格、年号は西暦表示とする

入所審査判定要領・成績表

氏名 **学連太郎**

書類審査

課目	判定要領	判定
航空経歴(入所審査前の経歴を記入)	ログブックにより必要経歴を確認	✓
操縦練習許可書	有効期限、単独飛行証明	✓
学科試験合格通知書	合格年月日の確認	✓

口述審査

課目	判定要領	判定
<b>1 運航に必要な知識(AIMの内容の理解)</b>		
1-1 有視界飛行方式 諸規則の適用	飛行空域によるVMC違いを理解しているか	✓
1-2 航空交通管制の概要、管制圏、管制区の航行	航行に必要な装備などの理解度	✓
1-3 飛行場標識など	R/Wマーキングなど	✓
1-4 捜索救難、フライトプラン	飛行計画の意味を理解	✓
1-5 安全対策(ヒューマンファクター等)	高高度の影響、薬物、Gなど理解しているか 人間の能力の限界に関する事項	✓
1-6 報告の義務	機長の義務の理解	✓
<b>2 航空機事項</b>		
2-1 諸元、運用限界	受審機の基本性能を理解しているか	✓
2-2 運航形態(重量、バンク角など)の変化による性能への影響	正しく理解しているか	✓
2-3 飛行高度、温度、風等による性能への影響	〃	✓
2-4 通常操作及び緊急操作の手順	〃	✓
<b>3 飛行前作業</b>		
3-1 使用航空機の耐空性の確認	必要書類、整備記録などの確認ができるか	✓
3-2 適切な重量重心の管理	確実に確認できるか	✓
3-3 航空情報、空域の理解とノータムチェックの方法	TCA、訓練空域等の確認、NOTAM が読めるか	✓
3-4 気象情報の解釈、ウエザーミニマムの理解	情報を解釈でき、飛行の可否が判断できるか	✓
3-5 滑空機取り扱い	日常点検、取り扱いができる知識経験があるか	✓

※判定は、レ点とする

様式14-2

実技審査

科 目	判 定 要 領	判 定
<b>1 離着陸</b>		
1-1 発航準備	チェックリストによる確実な準備ができるか	✓
1-2 離陸(横風、強風含む)	安全な離陸 適正上昇角、曳航速度の管理	✓
1-3 場周経路の飛行	適切な高度、経路で飛行できること	✓
1-4 基本着陸	安定した指定地着陸(60メートル)	✓
1-5 横滑りからの着陸	スリップ中危険な姿勢にならないこと、 確実なりカバー	✓
<b>2 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作 (2科目以上を指定して実施する、未実施はー表示)</b>		
2-1 低速飛行	円滑で釣り合いの取れた操作	✓
2-2 失速と回復操作	的確な回復操作、2次失速させない、 旋回中のバンク±10度	✓
2-3 急旋回	円滑で釣り合いの取れた操作 速度±18km/h、停止方向±10度 傾斜角の維持、	—
2-4 最良滑空速度による滑空	大気の状態による適正速度が設定できる 速度±9km/h	—
2-5 最小沈下速度による滑空	最小滑空速度 ±9km/h	—
2-6 地上目標を中心とした旋回	所定の経路の滑空 柔軟円滑な操作と注意力の配分	—
<b>3 ソアリング (可能な時のみ実施、口述でよい)</b>		
3-1 各種ソアリング	基礎的な知識があるか 他機警戒を含む安全対策ができるか	✓
<b>4 異常時及び緊急時の操作 (口述で確認する)</b>		
4-1 曳航索の追い越し、索切れ、離脱不能 曳航速度の超過・低下 曳航中のポーポイズイング	対応可能な知識・経験があるか	✓
4-2 諸系統又は装置の故障	異常時及び緊急時の判断及び操作	✓
4-2 場外着陸	地点の設定と必要な操作 目測及び速度	✓
4-3 背風着陸	背風着陸操作の説明	✓
<b>5 総合能力</b>		
5-1 計画性・判断力	安全に飛行でき、予期される危険を回避できる	✓
5-2 状況認識	状況を正しく認識し、落ち着いて判断できる	✓
5-3 規則の遵守	規定規則を遵守する能力があること	✓

※判定は、レ点とする

期別は、事務局に問合せ下さい。

<Rev.2016/06/01>

事務局受付印

期別 \_\_\_\_\_ 期

### 指定航空従事者養成施設

# 入所申込書 (記入例)

入所審査が終わり、この入所申込書を作成した日を記入します。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

日本学生航空連盟  
指定養成施設管理者 殿

所属大学名 新橋大学 2 年

氏 名 学連太郎

連絡先住所 東京都港区新橋1-18-2

同 電話 \_\_\_\_\_

住民票に記載された住所を記入します。

経歴は、入所審査の飛行を含んだ飛行時間及び飛行回数を記入します。

私は、当養成施設に於いて自家用操縦士（滑空機・上級）の資格に係る養成コースに入所したく、入所審査成績報告書、入所審査判定要領・成績表、フライト・ログ（最近30回分のコピー）、学科試験結果通知書（コピー）および手数料を添えて申し込みます。

▽ 経 歴（入所審査のフライトを含む、入所申込書提出以前の経歴を記入）

滑空機	上 級	動 力	課程の科目を練習した飛行回数	
総 飛行時間	26 時間 43 分	0 時間 0 分	ウインチ曳航回数	132 回
// 飛行回数	142 回	0 回	空中操作科目	30 回
単独飛行時間	8 時間 42 分	0 時間 0 分	緊急処置科目	6 回
// 飛行回数	21 回	0 回	失速及び回復	25 回

ログ上で確認できる回数。

空中操作科目とは、指定養成施設内に行う科目で、①低速飛行、②最良滑空速度による滑空、③最小沈下速度による滑空、④地上目標を中心とした旋回、⑤急旋回及びソアリングのこと。

▽ 操縦練習許可書の番号、期限

東航発 第 100 号

有効期限 2022 年 3 月 1 日 まで

▽上記の者は指定養成施設に入所し、当課程を期間内に修了する能力があると認めます。

指定養成施設登録教官 署名 田村花子

(入所審査を行った教官は原則として技能審査に立ち会うこと)

訓練所長

署名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

(技能証明 技能証明限定変更 航空英語能力証明 実地試験申請書  
計器飛行証明 操縦教育証明 運航管理者技能検定) 申請書

自家用操縦士(滑空)の資格について関係書類を添えて申請します。 [ ] の実地試験を申し込みます。

氏名 TAROU GAKUREN

名 漢字 学連 太郎 生年月日 M T S H 西暦 0 1 0 4 0 1 明治 大正 昭和 平成 下2ヶ 年 月 日生

照会番号 1050004 電話番号 03-1234-6789 性別 男 女

現住所 東京都港区新橋 1-18-2

本籍 (漢字) 東京都港区築地 5-3-2

所属名又は勤務先 112 日本学生航空連盟 電話番号 03-6206-1235 国籍コード JPN 国名 日本

申請資格 資格コード A4 種類 G 等級 HCG 型式 学科試験合格受験番号 A7822A4G0024

申請に係る既得技能証明番号 ① ② ③ ④

外国ライセンス 国名コード 国名 資格コード 資格名 番号(空欄で記入)

教育機関又は判定事業者名称 (漢字) 公益財団法人日本学生航空連盟 英語証明判定結果 レベル

受験希望地 (漢字) 修了又は判定年月日 H 西暦 平成 下2ヶ 年 月 日

受験希望年月日 第1希望 H 西暦 平成 下2ヶ 年 月 日 第2希望 H 西暦 平成 下2ヶ 年 月 日

※この用紙はコンピュータで処理しますので、□からはみ出さないよう、ていねいにHB鉛筆で記入してください

学科教育実施記録表

氏名 <b>学連太郎</b>		<b>新橋</b> 大学 <b>2</b> 年生		20 <b>21</b> 年・第 <b>○</b> 期コース	
科目 (教育時間)	実施項目	日時	教育時間	学科教官 署名	
1. 運航に必要な知識 1-1 一般航空知識 (1時間)	1. 有視界飛行方式に関する諸規則の概要 2. 使用滑空場、周辺の地形及び障害物 3. 飛行場(滑空場)標識施設の特性と利用法の概要 4. 捜索救難に関する規則の概要 5. 航空法規、告示、その他運航に必要な事項	3/10 16:30 ~ 17:30	1.0	田中昇	
1-2 航空機事項 (1時間)	1. 性能、諸元、運用限界 2. 諸系統、諸装置、諸装備及び故障時の処置 3. 通常操作及び緊急操作の手順	3/10 17:35 ~ 18:35	1.0	田中昇	
2. 飛行前作業 2-1 証明書、書類 (0.5時間)	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書、航空日誌等必要な書類の有効性の確認 2. 飛行日誌等により航空機の整備状況の確認	3/10 18:40 ~ 19:10	0.5	田中昇	
2-2 重量、重心位置 (0.5時間)	1. 審査に使用する滑空機の重量・重心位置表の使用要領	3/11 10:20 ~ 10:50	0.5	江口正	
2-3 航空情報 (1時間)	1. 必要な航空情報の入手、飛行に関連のある事項を解説、航空図の知識 2. 航空交通管制方式の概要 3. 航空保安無線施設の特性と利用法の概要	3/11 18:00 ~ 19:00	1.0	江口正	
2-4 気象情報 (1時間)	1. 必要な気象情報入手、天気概況、滑空場、飛行場及び使用空域の実況、予報 2. 滑空気象、上昇気流の予測	3/11 18:00 ~ 19:00	1.0	江口正	
2-5 滑空機の組立 飛行前点検 (1.5時間)	1. 滑空機の組立・分解要領、地上取り扱い要領 2. チェックリストの内容及び使用要領 3. 使用機の外部、内部点検要領 4. 離脱装置、曳航索及び曳航索安全装置の知識 5. バラスト他、積載物の安全性 6. 曳航者との打ち合わせ要領	3/11 19:15 ~ 20:45	1.5	江口正	
3. 操縦法及び緊急処置 (1.5時間)	1. 揚周飛行及び離着陸(横風及び背風着陸を含) 2. 曳航要領及び各種空中操作 3. 各種緊急操作要領(曳航不調、場外着陸他) 4. ソアリング要領 (サーマル、スロープ・リッジ、ウエーブ) 5. 計画力、判断力及び状況認識	3/12 16:30 ~ 18:00	1.5	田村花子	
4. 航空衛生 (1時間)	1. 航空医学一般 2. 応急処置・救急法 3. 人間の能力及び限界に関する事項	3/12 18:15 ~ 19:15	1.0	田村花子	
5. 試験 (1時間)	1. 口述による修了試験	3/15 17:00 ~ 18:00	1.0	田村花子	
教官所見	<b>特に無し</b>	合計時間	10.0	時間	
20 <b>21</b> 年 <b>3</b> 月 <b>15</b> 日、 主席教官又は審査立会教官 署名		<b>田村花子</b> (印)			
連盟事務局確認欄	管 理 者 日本学生航空連盟 専務理事			印	



学科教育修了試験成績表

氏名 <b>芳連太郎</b>		新編 大学 2 年生		2021 年 第 000 期コース	
科 目	実 施 項 目			判 定	
1. 運航に必要な知識 1-1 一般航空知識	1. 有視界飛行方式に関する諸規則の概要			(良・否)	
	2. 使用滑空場、周辺の地形及び障害物			(良・否)	
	3. 飛行場標識施設の特性と利用法の概要			(良・否)	
	4. 搜索救難に関する規則の概要			(良・否)	
	5. 航空法規、告示、その他運航に必要な事項			(良・否)	
1-2 航空機事項	1. 性能、諸元、運用限界等			(良・否)	
	2. 諸系統、諸装置、諸装備及び故障時の処置			(良・否)	
	3. 通常操作及び緊急操作の手順			(良・否)	
2. 飛行前作業 2-1 証明書、書類	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書、航空日誌等必要な書類の有効性の確認			(良・否)	
	2. 飛行日誌等により航空機の整備状況の確認			(良・否)	
2-2 重量、重心位置	1. 審査に使用する滑空機の重量・重心位置表の使用要領			(良・否)	
2-3 航空情報	1. 必要な航空情報の入手、飛行に関連のある事項を解説、航空図の知識			(良・否)	
	2. 航空交通管制方式の概要			(良・否)	
	3. 航空保安無線施設の特性と利用法の概要			(良・否)	
2-4 気象情報	1. 必要な気象情報入手、天気概況、滑空場、飛行場及び使用空域の実況、予報			(良・否)	
	2. 滑空気象、上昇気流の予測			(良・否)	
2-5 滑空機の組立 飛行前点検	1. 滑空機の組立・分解要領、地上取り扱い要領			(良・否)	
	2. チェックリストの内容及び使用要領			(良・否)	
	3. 使用機の外部、内部点検要領			(良・否)	
	4. 離脱装置、曳航索及び曳航索安全装置の知識			(良・否)	
	5. バラスト他、積載物の安全性			(良・否)	
	6. 曳航者との打ち合わせ要領			(良・否)	
3. 操縦法及び 緊急処置	1. 場周飛行及び着陸 (横風及び背風着陸を含)			(良・否)	
	2. 曳航要領及び各種空中操作			(良・否)	
	3. 各種緊急操作要領 (曳航不調、場外着陸他)			(良・否)	
	4. ソアリング要領 (サーマル、スロープ・リッジ、ウエーブ)			(良・否)	
	5. 計画力、判断力及び状況認識			(良・否)	
4. 航空衛生	1. 航空医学一般			(良・否)	
	2. 応急処置・救急法			(良・否)	
	3. 人間の能力及び限界に関する事項			(良・否)	
教 官 所 見	技能審査に必要な能力を有する			全科目判定	(合格・不合格)
2021 年 3 月 15 日、		担当教官 署名 田村花子 (印)			
連盟事務局確認欄	管 理 者 日本学生航空連盟		専務理事		印

実技教育実施記録表 (ウインチ曳航)

氏名 <b>芳連太郎</b>		新橋 大学 2 年生	実施場所 <b>専習</b>	2021 年 第 000 期コース		
科目 (計画回数)	実施項目	月/日	判定 良・否	飛行 時間	実技教官 署名	
1. 空中操作 場周飛行 離着陸 (同乗8回) (気象条件に より課目の 組み合わせ は変更でき る) 選択式の科 目は、最低 1回以上実 施する)	1. 失速1・低速飛行・通常又は横風離着陸	3/16	良	6分	田中昇	
	2. 失速1・最良滑空速度・通常又は横風離着陸	3/16	良	6分	田中昇	
	3. 失速2・地上目標中心の旋回・通常又は横風離着陸	3/16	良	6分	田中昇	
	4. 失速2・地上目標中心の旋回・通常又は横風離着陸	3/16	良	6分	田中昇	
	5. 失速3・失速4・最小沈下速度・横滑りからの着陸	3/17	良	5分	江口正	
	6. 失速3・失速4・ソアリング又は急旋回・ 通常又は背風着陸	3/17	否	6分	江口正	
	7. 失速組合せ(2種類)・ソアリング又は急旋回 通常又は背風着陸	3/18	良	5分	田村花子	
	8. 空中操作科目組合せ・ 通常又は背風着陸	3/18	良	6分	田村花子	
	<b>6.失速5.4.急旋回 通常着陸</b>	3/17	良	6分	江口正	
2. 緊急操作 (同乗2回)	1. 曳航不調又は索切れ処置	3/19	良	3分	田村花子	
	2. 場外着陸要領	3/19	良	6分	田村花子	

単独飛行訓練実施の技量を確認しました。日付 **2021年3月19日** 担当教官 **田村花子**

3. 総合演習 単独訓練 技能査定 (単独2回) (同乗1回)	1. 単独訓練、科目組合せ、指定地着陸	3/19	良	6分	田村花子
	2. 単独訓練、科目組合せ、指定地着陸	3/19	良	6分	田村花子
	3. 技能査定、審査要領、指定地着陸	3/20	良	6分	田村花子
計	同乗飛行 <b>12</b> 回、1 時間 <b>07</b> 分	単独飛行 <b>2</b> 回、0 時間 <b>12</b> 分			
教官所見	<b>技能審査に必要な能力を有する。</b>				
2021年3月20日、主席実技教官又は審査立会教官 署名 <b>田村花子</b> (印)					
(補備教育)	<b>技能査定</b>	3/27	良	6分	田村花子
技能審査	<b>2</b> 回、0 時間 <b>13</b> 分	養成課程合計 <b>17</b> 回、1 時間 <b>38</b> 分			
2021年3月28日、主席実技教官又は審査立会教官 署名 <b>田村花子</b> (印)					
連盟事務局確認欄	管理者 日本学生航空連盟 専務理事				印

注：失速は旋回中ダイブ閉、直線中ダイブ開のそれぞれ初期失速、完全失速の4種類を行う。

# 実技教官引継表(ウインチ曳航)

コース名: 000 期(2021年) 学校名: 新橋大学 氏名: 宇野大智 総回数: 142 回 単独発教: 31 回

科目	各飛行共通				1. 空中操作										2. 緊急				3. 総合				着陸				(教官引継事項) 講評	判定(良・否)	教官署名		
	発航準備	通常離陸又は横風離陸	ウインチ曳航による上昇・離陸	場周経路の飛行	低速飛行	失速1(旋回・ダイブ開・初期)	最良滑空比速度による滑空	失速2(旋回・ダイブ開・完全)	地上目標を中心とした旋回	失速2(旋回・ダイブ開・完全)	地上目標を中心とした旋回	失速3(直線・ダイブ開・初期)	失速4(直線・ダイブ開・完全)	最小沈下速度による飛行	失速3(直線・ダイブ開・初期)	失速4(直線・ダイブ開・完全)	ソアリング又は急旋回	失速(2種類)	ソアリング又は急旋回	空中操作科目組み合わせ	現航不調又は索切れ	場外着陸要領	単独技量の確認	単独訓練・科目組み合わせ	技能査定・審査要領	通常又は横風着陸				通常又は背風着陸	横滑りからの着陸
目付	13	13	13	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	4	3	1	3	科目の必要回数	
1-1 1/2	A	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
1-2 1/4	A	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
1-3 1/4	A	B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
1-4 1/6	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
1-5 1/7	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
1-6 1/7	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
1-7 1/8	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
1-8 1/8	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
1-6 1/7	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
2-1 1/9	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
2-2 1/9	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
3-1 1/9	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
3-2 1/9	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
3-3 1/9	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	2	1	4	3	1	3		田中早正
実施回数	14	14	14	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	4	3	1	3		田中早正
確認日:	2021.7.20																										教官署名				

※科目の評価:A=良(安定している) B=良(判定基準内) C=否(判定基準外) D=否(理解不足)  
 ※飛行の判定:良=実施科目の判定がすべて[A]又は[B]の場合 否=実施科目の判定に[C]又は[D]がある場合。又は、高度判定不良の場合。

## 実技教育の実施手順及び実技教官引継表の記入要領

1. 科目回数の右の欄に日付を記入 例 10/1
2. 各飛行の各科目は、原則的に「・」で表記している科目を実施し評価する。
3. 各飛行時に指定された科目実施後、高度に余裕がある場合は次回以降に実施予定もしくは気象条件等により未実施であった科目の1科目（失速1から4、低速飛行、最良滑空速度による滑空、最小沈下速度による滑空、地上目標を中心とした旋回及びソアリング又は急旋回の内の1科目）のみ実施して、評価することが出来る。
4. 3.の飛行で事前に実施し評価された科目も、「・」で表記している科目は再度実施し評価する。
5. 各科目は、「A」、「B」、「C」、「D」で評価し記入する。
6. 科目の評価： A=良（安定している）、 B=良(判定基準内)  
C=否（判定基準外）、 D=否（理解不足）
7. 各飛行の判定は、「良」または「否」で記入する。
8. 各飛行において、全ての科目の評価が「A」又は「B」の時、飛行の判定を「良」とする。
9. 高度等の関係で一部の科目が未実施の場合は、実施した科目の評価が「A」又は「B」以上の時、未実施の科目の評価は未記入とし、特に高度判断、離着陸に問題がなければ飛行の判定を「良」とし、以降の飛行で実施し評価を記入する。
10. 各飛行において一部の科目の評価が「C」又は「D」の場合、講評欄の引き継ぎ事項に状況を記入し、飛行の判定を「否」とする。
11. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない時は、全ての科目の評価は未記入とし、飛行の判定を「否」とする。
12. 飛行の判定が「否」の場合は、追加教育を実施する。
13. 1. 空中操作、2. 緊急操作の追加教育を実施する場合は、3. 総合演習の前までに実施する。
14. 科目の評価が「C」又は「D」が下された飛行の追加教育は（10.の場合）、その科目を実施し評価する。評価が「A」又は「B」以上の時、飛行の判定を「良」とする。
15. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない飛行での判定が「否」の追加教育は（11.の場合）、その飛行で実施予定の全ての科目を実施する。
16. 追加教育は、ウインチ曳航による教育に於いては3回、航空機曳航による教育に於いては2回を限度とする。
17. 追加教育を実施した飛行の講評欄には、「追加教育」である旨を記入する。
18. 3. 総合演習の直前に実施した飛行で、実技教育実施記録表（様式9-2及び9-3）及び実技教育引継表（様式9-6）の講評欄に「単独飛行の技量を確認」した旨を記入する。
19. 3. 総合演習の1.単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていることを確認する。  
（実施回数が必要回数を超えても良い）
20. 3. 総合演習の1.単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていない場合は、補習を実施する。
21. 補習を実施した飛行の評価欄には、「補習」である旨を記入する。
22. 3. 総合演習 3.技量査定を担当した教官は、各科目ごとの実施回数の合計を記入し、必要回数が実施されたかを確認する。

技能審査成績報告書 (記入例)

(滑空機)

総合判定

① 受審者調書 (受審者記入欄)

ふりがな がくけんたろう  
 氏名 学連太郎 (印) 生年月日 2001年4月1日 日生

受審する資格 自家用操縦士 審査の種類 技能証明 既得の技能証明 No

審査に使用する滑空機

等級 上級滑空機 型式 アキア・ソニック 式 ASK2型 国籍・登録記号 JA 2520 操縦練習許可書番号 No. 東能第100号  
 有効期限 2022年3月1日

現住所 郵便番号 105-0004 東京都港区新橋1-18-2 電話番号 090-7004-5099

大学名 新橋大学 電話番号 03-6206-1135

学科試験合格 2020年5月10日 受験地 東京

飛行経歴 (技能審査を受ける前までの経歴を記入)

上級滑空機 総飛行時間および回数 28 時間 08分 157 回  
 受審する滑空機と同型式の滑空機の飛行時間、回数 19 時間 26分 115 回  
 上級滑空機による単独飛行時間および回数 8 時間 54分 33 回

② 教官の証明 (指定養成教官記入欄)

受審者 学連太郎 は指定養成施設の所定の教育を修了し、技能審査に係る飛行経歴および所定の技能を有していることを証明します。

教官の有する技能証明の資格と番号 自家用 操縦士 No. 3002

2021年3月20日 操縦教育証明No. 217  
 教官署名 田村花子 (印)

③ 審査の実施 (審査員記入欄)

口述審査	期日	年	月	日	場所	審査員	印
実技審査	期日	年	月	日			

(特記事項)

④ 教育課程の修了 (日本学生航空連盟確認欄)

担当者 印 責任者 印 管理者 印

住民票に記載された住所を記入。

飛行経歴は、技能審査までの飛行時間および飛行回数。



年 月 日

教育施設、訓練機材等点検報告書

公益財団法人日本学生航空連盟  
(指定航空従事者養成施設 管理者)

\_\_\_\_\_ 殿

責任者 \_\_\_\_\_ 印

養成コース： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 期

\_\_\_\_\_ 様 指定養成施設の点検を実施し、担当者へ送付願います。

教育施設 (訓練所) : \_\_\_\_\_

訓練滑空場 : \_\_\_\_\_

点 検 項 目		判定	処置	確認者
① 施 設	教室	黒板、机、椅子は1つの期に在籍する訓練生に十分な数量のこと		
	滑空場	訓練に使用する滑空場が適切に保安全管理されていること		
② 教 材	教科書・ 参考書	航空法規集		
		耐空性審査要領		
		AIP                      AIM-JAPAN                      航空図		
		グライダースポーツ手帳		
		新しい航空気象		
		滑翔技術		
		グライダー操縦の基礎		
		風をきけ		
	訓練使用機の飛行規程の写し			
	参考資料	航空工学教室                      航空機の基本技術		
		空中航法                      操縦教育教本		
		飛行とからだ		
	教 材	滑空機・曳航機の模型		
各種図表				
ビデオ				
③ 機 材	訓練機 (別表2)	JA _____ 耐空証明有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
		JA _____ 耐空証明有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
	ウインチ	名称 _____		
	曳航機	JA _____ 耐空証明有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
検査実施者 (訓練所長)	_____ 年 _____ 月 _____ 日	教育規程11(3)による点検を実施しました 氏名 _____ 印		
担当者	_____ 年 _____ 月 _____ 日	氏名 _____ 印		

訓練所長 → 担当者 → 責任者 → 管理者 (保管)

※判定は「適」、年号は西暦表記とする

## 訓練開始点検表

項目	内容・要領	/	/	/	/	/	/
A. 機材	使用機体						
滑空機	チェックリスト、航空日誌、耐空検査						
ウインチ	〃 整備日誌、6月点検						
曳航索	エンドセット、消耗、総使用回数、他						
索引車	チェックリスト、運航日誌、整備状況						
無線機	バッテリー、送受信状態、日誌、免許						
救急用具	チェックリスト、内容						
その他機材	〃						
B. 訓練生	参加人数						
健康状態	病気、精神、睡眠、薬品の服用						
服装	帽子、作業服、靴						
練習許可書	期限、身体検査証、技能証明書						
経歴・知識	必要な教育						
人員配置	所定の部所、監視人、班、係						
ピストの構成	発航管理、記録、指導員						
C. 情報							
飛行空域	航空情報、管制機関との電話連絡						
滑空場・周辺	障害物、路面状況、使用規則						
場外着陸場	長さ、幅、路面、傾斜、障害物						
気象情報	現況、予報、天気図、気象台						
引き継ぎ事項	前日からの申し送り、ヒヤリ・ハットレポート						
訓練計画	内容、適否						
諸規則	法規、スポーツ手帳、各基準						
D. テストフライト							
機体全体	失速速度・特性、安定、異常音						
操縦装置	各舵の作動状況、効き						
計器類	各計器の指示、他						
無線通信	送受信テスト						
曳航状態	加速、速度、離脱、他						
気象	気流、視程、雲高、他						
確認者	指導員署名欄						



年 月 日

技能審査結果の評価に関する報告書

公益財団法人日本学生航空連盟  
(指定航空従事者養成施設 管理者)  
\_\_\_\_\_ 殿

責任者 \_\_\_\_\_ 印

技能審査の結果についての評価に関する報告をします。

期別： 年 第 _____ 期		開催場所： _____	
技能審査員名	立ち会い教官名	担当者名	
評価、検討項目			
教育内容	教育方法	シラバス	
教育内容・教育の方法・シラバスについての改善、見直しについて			

## 指定養成施設「教育規程」抜粋

### 8 教育の内容及び方法

#### (1) 教育計画

①

課 程	学科教育	実技教育	技能審査
教 育 時 間	10時間	ウインチ曳航による教育13回 航空機曳航による教育 8回	2回
教 育 内 容	別表3	別表4	9. 技能審査の方法
教 育 期 間	標準4週間（最大8週間）		
教 育 場 所	別表1	教育規程4. (2) 訓練滑空場	

②

	入所	学科教育	実技教育	修了
入所審査				

技能審査

※入所審査は、入所審査報告書（様式14-1）及び入所審査要領・成績表（様式14-2）により実施される。

#### (2) 教育の方法

- 1 時間、回数等は、学科及び実技、各「標準パターン」による。
- 2 実技教育パターンは、ウインチ曳航による教育又は航空機曳航による教育のいずれか一方の曳航方法とし、別表4の実施要領により実施する。
- 3 実技教育パターンの科目3. 総合演習は、1. 操作、場周飛行、離着陸 2. 緊急操作の科目が全て終了後に実施する。3. 総合演習の訓練に入る直前の訓練にて、担当教官は単独訓練が実施できるかどうかの確認を実施する。
- 4 学科教育時間は1日5時間、実技教育は1日4回を最大とする。
- 5 学科教育は教育施設による講義方式、又は講義を遠隔で実施する方式とする。但し、遠隔教育を実施した場合においても、学科教育終了試験は教育施設内の講義方式で実施する。
- 6 1コースの標準教育期間は4週間とし、最大8週間とする。

#### (3) 教育の状況の把握及び報告の方法

- 1 教官は訓練生の教育の状況を把握するため、所定のレベルに達しているか以下のとおり評価を実施する。

（学科教育） 全ての学科教育科目の修了時に学科教育修了試験成績表（様式9-1-2）により、口述で修了試験を行い、成績が操縦士技能審査実施細則（別表6）の判定基準に基づいて「良」又は「否」により判定し、全科目の実施項目で「良」の時は合格とする。

（実技教育） 一回の飛行訓練毎に担当教官による評価を受け、「良」又は「否」により判定し「良」を合格とする。

- 2 教官は教育を実施した都度、学科教育については学科教育実施記録表（様式9-1-1）及び学科教育修了試験成績表（様式9-1-2）、実技教育については実技教育実施記録表（様式9-2又は9-3）及び実技教官引継表（様式9-6または9-7）に実施年月日及び①に定める評価を記入且つ署名し、全ての教育修了後、学科・実技教育毎に主席学科教官及び主席実技教官に報告する。

主席学科教官及び主席実技教官は、所定の教育が実施されていることを確認し、学科教育実施記録表、学科教育修了試験成績表、実技教育実施記録表及び実技教官引継表を管理者へ提出する。

#### (4) 追加教育

学科教育において、「学科教育の標準パターン（別表—3）」の5. 試験で口述による模擬試験を実施し、科目の実施項目で判定基準に達していない場合、実技教育においては、「実技教育パターン（別表—4）」の科目を実施し、操縦士技能審査実施細則の判定基準に達していないなど、訓練生が所定のレベルに達していないと判断した場合、教官は、主席学科教官又は主席実技教官と協議のうえ、所定シラバスの内、学科教育では2時間、実技教育ではウインチ曳航コースの場合3回（航空機曳航コースでは2回）の範囲内で追加教育を実施することが出来る。ただし、技能審査で不合格になった場合に行われる再教育時間は含まない。

#### (5) 補習の基準

- 1 学科、実技教育とも欠席時間・回数の100%を補習する。
- 2 「実技教育の標準パターン」総合演習の単独訓練までに、1. 「空中操作、場周飛行、離着陸、緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていない場合は、補習を実施する。

#### (6) 教育の中止

次に該当する訓練生については、指定養成における教育を中止する。

- 1 追加教育の時間が（4）に定める時間を超えたとき。
- 2 技能審査を2回受審してこれに合格しなかったとき。
- 3 教育期間が8週間を越える場合は、当該教育を中止する。ただし、教育を全て修了し、天候不良などにより技能審査が行えない場合は、8週間を越えて、技能審査の全てが終了するまで延長することができる。
- 4 疾病、その他管理者が必要と認めたとき。

#### (7) 編入の基準

管理者が引き続き教育を行うことが適当であると認めた場合、かつ、教育が中止となった時点で、所属していたコースに復帰することが困難な場合に、以下を基準として編入手続きを行う。

- 1 教育期間内に100%補習が出来ないと管理者が判断した時。
- 2 編入した訓練生については、既に履修した学科教育及び実技教育を最大限として、次期以降のコースで学科および実技教育を履修したものとする。
- 3 ただし、（6）教育の中止の1、2、3、のケースは編入できない。

#### (8) 補備教育の基準

所定の学科教育・実技教育を全て修了し、天候不良、機材の不調、健康上の問題

等から技能審査を受けるまでの期間が7日以上経過した場合、教官は主席実技教官と協議し、1回を限度として補備教育（実技飛行）を実施することができる。又は、単独飛行訓練1回目と2回目の間が7日以上経過した場合「単独飛行に係る安全基準」（空乗第2103号 平成9年12月18日）に従い単独飛行を実施させる前に教官の技能認定（同乗実技飛行）を受ける。

(9) 再教育の基準

- 1 教官は訓練生が1回目の審査不合格の場合、主席教官・技能審査員と協議の上、再教育計画書（不合格理由、再教育科目、回数）を作成、再教育を実施し2回目の受審機会を設定することができる。
- 2 再教育計画書は主席教官から管理者へ提出する。

(10) 技能審査員の兼務禁止等

技能審査員が教育した訓練生の技能審査は、別の技能審査員が行う。

(別表－3) 学科教育の標準パターン

科 目	実 施 内 容	教育時間
1. 運航に必要な知識 1-1 一般航空知識	1. 有視界飛行方式に関する諸規則の概要 2. 使用滑空場、周辺の地形及び障害物 3. 飛行場（滑空場）標識施設の特性と利用法の概要 4. 捜索救難に関する規則の概要 5. 滑空機に関する航空法規、その他運航に必要な事項	1 時間
1-2 航空機事項	1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統、諸装置、諸装備及び故障時の処置 3. 通常操作及び緊急操作の手順	1 時間
2. 飛行前作業 2-1 証明書、書類	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書 航空日誌等必要な書類の有効性の確認 2. 航空日誌等により滑空機の整備状況の確認	0.5 時間
2-2 重量、重心位置	1. 審査に使用する滑空機の重量重心位置表の使用要領	0.5 時間
2-3 航空情報	1. 必要な航空情報の入手、飛行に関連のある事項を解説、航空図の知識 2. 航空交通管制方式の概要 3. 航空保安無線施設の特性と利用法の概要	1 時間

2-4 気象情報	<ol style="list-style-type: none"> <li>必要な気象情報入手、天気概況、滑空場、飛行場及び使用空域の実況、予報</li> <li>滑空気象、上昇気流の予測</li> </ol>	1 時間
2-5 滑空機の組立、飛行前点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>滑空機の組立・分解要領、地上取り扱い要領</li> <li>チェックリストの内容及び使用要領</li> <li>使用機の外部、内部点検要領</li> <li>離脱装置、曳航索及び曳航索安全装置の知識</li> <li>パラスト他、積載物の安全性</li> <li>曳航者との打ち合わせ要領</li> </ol>	1.5 時間
3. 操縦法及び緊急処置	<ol style="list-style-type: none"> <li>場周飛行及び離着陸（横風及び背風着陸を含む）</li> <li>各種空中操作</li> <li>各種緊急操作要領（曳航不調、場外着陸他）</li> <li>ソアリング要領 （サーマル、リッジ・スロープ、ウエーブ）</li> <li>計画力、判断力及び状況認識</li> </ol>	1.5 時間
4. 航空衛生	<ol style="list-style-type: none"> <li>航空医学一般</li> <li>応急処置・救急法</li> <li>人間の能力及び限界に関する事項</li> </ol>	1 時間
5. 試験	<ol style="list-style-type: none"> <li>口述による修了試験</li> </ol>	1 時間
合計時間		10 時間

実技教育の標準パターン（ウインチ曳航）

科目 (計画回数)	飛行回数	同乗教育	機長又は 単独飛行	実施項目
各飛行共通				<ol style="list-style-type: none"> <li>発航準備</li> <li>通常離陸又は横風離陸</li> <li>ウインチ曳航による上昇、離脱</li> <li>場周経路の飛行</li> </ol>
1. 空中操作 場周飛行 離着陸 (同乗8回) (気象条件により科目の組み合わせ)	第1回目	○		<ol style="list-style-type: none"> <li>失速1</li> <li>低速飛行</li> <li>通常又は横風着陸</li> </ol>
	第2回目	○		<ol style="list-style-type: none"> <li>失速1</li> <li>最良滑空比速度による滑空</li> <li>通常又は横風着陸</li> </ol>

<p>わせは変更できる。            選択式の科目は、            最低1回以上実施する。)</p>	第3回目	○		1. 失速2 2. 地上目標を中心とした旋回 3. 通常又は横風着陸
	第4回目	○		1. 失速2 2. 地上目標を中心とした旋回 3. 通常又は横風着陸
	第5回目	○		1. 失速3、失速4 2. 最小沈下速度による滑空 3. 横滑りからの着陸
	第6回目	○		1. 失速3、失速4 2. ソアリング又は急旋回 3. 通常又は背風着陸
	第7回目	○		1. 失速（2種類） 2. ソアリング又は急旋回 3. 通常又は背風着陸
	第8回目	○		1. 空中操作科目組み合わせ 2. 通常又は背風着陸
2. 緊急操作 (同乗2回)	第9回目	○		1. 曳航不調又は索切れ処置
	第10回目	○		2. 場外着陸要領
3. 総合演習 単独訓練 技能査定 (単独2回) (同乗1回)	第11回目		○ (単独)	1. 単独訓練 (1) 2. 科目組合せ 3. 指定地着陸
	第12回目		○ (単独)	1. 単独訓練 (2) 2. 科目組合せ 3. 指定地着陸
	第13回目	○		1. 技能査定 2. 審査要領 3. 指定地着陸
4. 技能審査	第14回目		○ (機長)	1. 技能審査員が同乗して実施
	第15回目		○ (機長)	1. 技能審査員が同乗して実施
計	15回	11回	4回	

## 9. 技能審査の方法

### (1) 審査の科目及び判定基準

別表－5「技能審査実施基準」および別表－6「技能審査実施細則」による。

### (2) 審査を行う時期

学科教育、実技教育ともに修了したときとする。

### (3) 審査実施の要件

学科、実技とも、8教育の内容及び方法に定める所定の教育を修了し、かつ担当教官が技能審査を受けるに必要な能力を有すると認めた者であること。なお、担当教官が技能審査を受けるに必要な能力を有すると認めた者とは、全ての科目修了時に実施する学科教育の試験に合格し、かつ実技教育科目「総合演習」の最終回の飛行訓練(技能査定等)において合格した者をいう。

### (4) 審査実施要領

審査は、別表－5「技能審査実施基準」、別表－6「技能審査実施細則」による。

### (5) 成績の判定

技能審査において実施すべき全科目を終了し、その成績が判定基準に達しているとき、合格とする。

### (6) 再審査を行う場合の方法及び基準

技能審査に不合格となった者で、担当教官が主席学科教官及び主席実技教官と協議して定めた再教育を受け、担当教官が再審査を受けるに必要な能力を有すると認める者については、1回を限度として再審査を行うことができる。

### (7) 審査結果の報告

技能審査員は審査の結果を技能審査成績報告書に記入し、すみやかに管理者に報告しなければならない。所見欄には、技能審査員の所見を記入するものとし、不合格の判定を下したときは、必ずその具体的理由を記さなければならない。

## 操縦士技能審査実施基準(別表－5)

### 1. 総 則

- 1-1 指定養成施設技能審査員(以下「審査員」という。)が教育規程に基づき技能審査を行う場合は、この基準によるものとする。
- 1-2 技能審査は自家用操縦士(滑空機・上級滑空機)の技能証明について行う。
- 1-3 審査員は、技能審査に先立ち、受審者に次の各号の提示を求め、それぞれについて有効性、所定の教育を修了していることを確認しなければならない。
  - 1-3-1 操縦練習生にあつては航空機操縦練習許可書、航空従事者にあつては技能証明及び航空身体検査証明書

1-3-2 航空機乗組員飛行日誌

1-3-3 学科試験合格通知書

1-3-4 指定養成施設教育記録

1-4 技能審査は口述審査及び実技審査とし、原則として口述審査を先に行うものとする。但し、気象予報、飛行場の運用時間等を勘案し、審査員が必要と認めた場合、又は実技審査の後に追加して行う必要がある場合は、この限りではない。

1-5 技能審査には、受審者に操縦の教育を行い、受審者の技能が所定の水準に達していることを証明した教官を立ち合わせるものとする。但し、止むを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

## 2. 口述審査

2-1 口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、操縦士技能審査実施細則(以下「細則」という。)に定めるところによる。

2-2 口述審査において受審者が次の各号の1に該当するときは技能審査を停止するものとする。

2-2-1 知識が判定基準に満たないことが明らかになったとき。

2-2-2 他の者から助言を受けたとき。

2-2-3 その他不正な行為を行ったとき。

## 3. 実技審査

3-1 実技審査において行うべき科目の実施(判定)要領及び判定基準は、細則に定めるところによる。

3-2 技能審査に使用する航空機の要件は、次のとおりとする。

3-2-1 現に有効な耐空証明を有すること。

3-2-2 審査員が同乗して技能審査を行うことができるものであること。

3-2-3 審査科目に対応できる装置等を有すること。

3-2-4 ピストと連絡できる無線電話機搭載していること。

3-2-5 操縦装置等は、受審者及び審査員が容易に操作できるものであること。

3-4 実技審査科目のうち、可能なものについては、2科目以内に限り、他の科目と組み合わせて行うことができる。

3-5 再操作は全科目を通じて1回限度とする。但し、じょう乱等の気象状態又は航空管制の事由に起因するものため、合否の判定が不明確な場合はこの限りではない。

3-6 実技審査において受審者が次の各号の1に該当する場合は技能審査を停止するものとする。

3-6-1 技能が判定基準に満たないことが明らかになったとき。

3-6-2 航空法等に違反する行為があったとき。

3-6-3 危険な操作を行ったとき。

3-6-4 他の者から助言又は補助を受けたとき。



3-6-5 その他不正な行為を行ったとき。

#### 4. 成績の判定

4-1 実技審査において、受審者が技能審査を辞退した場合又は「2-2」あるいは「3-6」に該当するときは不合格と判定する。

4-2 技能審査において、受審者が所定の科目を終了し、総合能力を含む全ての科目が判定基準に達しているときは合格と判定する。但し、受審者が細則に定める判定基準から逸脱した場合であっても、そのときの状況及びその後の修正操作又は回復操作の適否を考慮し、総合的に操縦士としての技能に信頼性があると認められるときは合格と判定する

(注)「操縦士としての技能に信頼性がある」とは、科目の判定基準からの逸脱が連鎖したり頻発したりせず、且つ、細則に定める総合能力の判定基準を満足している場合をいう。

### 操縦士技能審査実施細則(別表一6)

#### 自家用操縦士(滑空機)

##### I. 一般

1. 滑空機(上級)に係る自家用操縦士の技能審査を行う場合は操縦士技能審査実施基準(別表一5)及びこの細則(別表一6)によるものとする。
2. 自動車曳航による上級滑空機の実技審査は行わない。
3. 自家用操縦士に係る実技審査を上級滑空機で実施する場合は、複座の上級滑空機で原則として2回飛行する。ただし、じょう乱気流等の気象条件又は航空管制の事由に起因するもので、所定の科目が実施出来ない場合はこの限りではない。
4. 上級滑空機の実技審査では野外飛行の科目は行わない。

##### II. 口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的)			
運航に必要な一般知識及び審査に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	次の事項について質問し、答えさせる。 1. 有視界飛行方式に関する諸規則の概要 2. 航空交通管制方式の概要 3. 航空保安無線施設の特性と利用法の概要 4. 飛行場(滑空場)標識施設の特性と利用法の概要 5. 捜索救難に関する規則の概要 6. 人間の能力及び限界に関する事項 7. その他運航に必要な事項(救急用具の取り扱いを含む)	質問事項に概ね答えられること。

1-2	航空機事項	<p>審査に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 性能、諸元、運用限界等</li> <li>2. 諸系統、諸装置及び諸装備 次の中から3系統以上とし、故障した場合の処置を含む。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 操縦系統</li> <li>(2) 着陸装置</li> <li>(3) 電気系統</li> <li>(4) 計器類</li> <li>(5) 通信装置</li> <li>(6) 発動機(上級滑空機を除く。)</li> </ol> </li> <li>3. スピンの認識及び回復要領</li> <li>4. その他必要な事項</li> </ol>	質問事項に概ね答えられること。
-----	-------	--	-----------------

### III. 実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目的) 飛行前に機長が行うべき準備作業と確認事項の実施について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	証明書・書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書、航空日誌等必要な書類の有効性を確認させる。</li> <li>2. 飛行日誌等により滑空機の整備状況を確認させる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な証明書、書類の有効性を確認できること。</li> <li>2. 航空日誌の記載事項を解読でき、必要事項を確認できること。</li> </ol>
2-2	重量・重心位置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査に使用する航空機の重量及び重心位置を重量・重心位置表等を用いて確認させ、所要の質問に答えさせる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。</li> <li>2. 質問事項に概ね答えられること。</li> </ol>
2-3	航空情報・気象情報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させ、質問に答えさせる。</li> <li>2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等(滑空場)及び使用する空域の実況及び予報について説明させ、質問に答えさせる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空情報を理解できること。</li> <li>2. 天気図等を使用し、天気概況の説明ができること。</li> <li>3. 各種の気象通報式の解読ができること。</li> <li>4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否についての的確な判断ができること。</li> <li>5. 質問事項に概ね答えられること。</li> </ol>

2-4	組立	組立を行わせる。 (注)すでに組立が完了している航空機を実技審査に使用する場合にあっては、口述により実施することができる。	1. 組立に適した場所で、作業補助者を指揮して組立が行えること。 2. 飛行規程等に定められた所定の組立が行えること。 3. 安全に対する配慮がなされていること。 4. 有資格整備士の確認が必要な型式の航空機の場合には確認が受けられること。
2-5	地上取扱	作業補助者を指揮して航空機の方向転換、移動、係留等の地上取扱を行わせる。 (注)口述により実施することができる。	1. 地上取扱が適切に行えること。 2. 安全に対する配慮がなされていること。
2-6	飛行前点検	1. 外部点検及び 内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について所要の質問に答えさせる。	1. 飛行規程等に定められた所定の点検ができること。 2. 安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。

### 3. 空港等(滑空場)及び場周経路における運航

(目的)

空港等(滑空場)及び場周飛行における運航について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	発航準備	1. 曳航前の打合せを行い、安全上の基準の確認を行う。 2. 運航に必要な情報を入手し、発航準備を完了させる。 3. 発航の可否を判断させ、所定の方法により運航関係者に連絡させる。	1. 曳航前の打合せで安全上の基準が確認され、所定の事項について打ち合わせが正確に行われていること。 2. 運航に必要な情報が入手でき、発航準備を定められた手順によって完了できること。 3. 発航準備の可否を判断し、運航関係者に正しく連絡できること。
3-2	場周経路の飛行	1. 所定の経路を適切な高度と速度で飛行させる。 2. 先行機と適切な安全間隔を設定して飛行させる。	1. 場周経路を正しく飛行できること。 2. 先行機との間隔が適切に設定できること。 3. 円滑で釣り合いのとれた操作で滑空できること。 4. 速度は意図した速度の±18キロメートル/時、進路は意図した進路の±10度以内の変化であること。

### 4. 各種離陸及び着陸

(目的)

各種離陸及び着陸について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	曳航による離陸	曳航による通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適正な方向を維持できること。</li> <li>2. 適正な飛行速度が得られたときに浮揚できること。</li> <li>3. 速度超過、速度低下又はポーポイジングに対して機を失せず適切な修正操作が行えること。</li> <li>4. 適正な航跡を維持できること。</li> </ol>
4-2	滑空による着陸	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 滑空による通常着陸及び横風中の着陸を行わせる。</li> <li>2. 最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする</li> <li>3. 指定された地点に接地させる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 進入速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。</li> <li>2. 適切な横風修正ができること。</li> <li>3. 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。</li> <li>4. 3 舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。</li> <li>5. 指定された地点から前方 60 メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。</li> <li>6. 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。</li> </ol>

#### 5. 曳航による飛行

##### (目的)

曳航及び曳航索からの離脱について判定する。

(注) 上級滑空機の実地試験では(5-1)又は(5-2)のいずれかを実施する。

番号	科目	実施要領	判定基準
5-1	ウインチ曳航による飛行	ウインチ曳航により上昇し曳航索を離脱させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適正な方向を維持できること。</li> <li>2. 適正な初期上昇姿勢が確立できること。</li> <li>3. 適正な航跡を維持できること。</li> <li>4. 適正な操作により曳航索の離脱が行えること。</li> <li>5. 曳航索の離脱の確認が行えること。</li> </ol>

5-2	航空機曳航による飛行	航空機曳航による上昇及び旋回を行い、離脱させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 離陸時に曳航機より過度に高くないこと。</li> <li>2. 適正な追従位置を維持できること。</li> <li>3. 曳航索の張力を適正に保持して追従でき、たるみに対して、機を失せずに適切な修正操作が行えること。</li> <li>4. 曳航索の離脱操作、離脱の目視による確認、空域の安全確認が行えること。</li> <li>5. 曳航機との安全間隔が確保できること</li> </ol>
6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作			
(目的) 飛行姿勢及び速度の大きな変化を伴う各種操作について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
6-1	低速飛行	操縦可能な最小速度で直線滑空及び旋回を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 円滑で釣り合いのとれた操作であること。</li> <li>2. 速度は+9キロメートル/時、-5キロメートル/時、針路は±10度、傾斜角は±10度以内の変化であること。</li> <li>3. 失速させないこと。</li> </ol>
6-2	失速と回復操作	<p>次の飛行状態における失速とその回復操作を行わせる。</p> <p>(注1) 初期失速及び完全失速をそれぞれ1回ずつ実施させる。</p> <p>(注2) 飛行状態の組み合わせは被審査者に決定させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 進入形態/旋回中/抗力増大装置又はフラップ閉/初期失速又は完全失速</li> <li>2. 着陸形態/直線滑空中/抗力増大装置又はフラップ開/初期失速又は完全失速</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 回復操作ができること。</li> <li>2. 2次失速を起こさせないこと。</li> <li>3. 著しく不安定な姿勢とならないこと。</li> </ol>
6-3	急旋回	1. 適切な最小沈下速度を選定し、斜角 45度で右又は左の 360 度旋回を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 円滑で釣り合いのとれた操作であること。</li> <li>2. 速度は±18 キロメートル/時、停止時の針路は±10 度以内の変化であること。</li> <li>3. 傾斜角の維持が適切であること。</li> </ol>

6-4	最良滑空比速度による滑空	大気の状態に対応した最良滑空比速度で直線滑空を行わせる。	1. 大気の状態に対応した適切な最良滑空比速度を選定できること。 2. 選定した速度から±9キロメートル/時以内の変化であること。
-----	--------------	------------------------------	--

7. ソアリング

(目的)各種ソアリングにおける操作について判定する。

(注)各種ソアリングにおける操作について口述で実施する。

番号	科目	実施要領	判定基準
7-1	グソアリン	各種ソアリングに関する操作について質問し答えさせる。 1. サーマル・ソアリング 2. リッジ・アンド・スロープ・ソアリング 3. ウェーブ・ソアリング	付録に示すソアリングを行うために必要な能力に関する質問事項に概ね応えられること。

8. 異常時及び緊急時の操作

(目的)

各種異常時及び緊急時の判断及び操作について判定する。

(注)各種異常時及び緊急時の判断及び操作は口述によって判定することができる。

番号	科目	実施要領	判定基準
8-1	曳航中の異常時及び緊急時の操作	次の曳航中の異常時及び緊急時の操作のうち、1種類以上行わせる。 1. 曳航索の追い越し 2. 曳航索切れ 3. 曳航中のポーポイズィング 4. 曳航速度の超過又は低下 5. 曳航機の動力装置故障 6. 曳航索の離脱不能	異常時及び緊急時の判断及び操作が適切であること。
8-2	諸系統又は装置の故障	次の諸系統又は装置の故障時の操作のうち、1種類以上行わせる。 1. 操縦系統 2. 着陸装置 3. 電気系統 4. 計器類 5. 通信装置 6. その他(火災・煙の制御を含む。)	異常時及び緊急時の判断及び操作が適切であること。

8-3	場 外 着 陸	滑空中の予期しない高度低下の状況を設定し、場外着陸地点を選定して進入する場合の操作(背風着陸が必要となった場合の操作を含む。)を行わせる。  (注)口述で行う。	1. 場外着陸に適した地点が選定でき、場外着陸に必要な操作が行なわれること。 2. 場外着陸が可能な目測及び速度であること。 3. 背風着陸の操作について説明できること。
-----	------------------	--	---

9. 航空交通管制機関またはピストとの連絡

(目 的)航空交通管制機関またはピストとの連絡について判定する。 (注)航空交通管制機関等との連絡が可能な無線電話を装備していない場合は、グライダー専用周波無線などを使用しピストと交信できること。 最寄りの管制機関との調整について理解していること。			
番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
9-1	絡 管 制 機 関 等 の 連	所定の方法により管制機関等またはピストと無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受ける。	所定の方法により交信でき、必要な情報及び許可を入手できること。

10. 総合能力

(目 的) 技能審査の全般にわたり、規定類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航の状況を正しく認識して安全に飛行できる自家用操縦士としての総合能力について判定する。			
番 号	科 目	判 定 要 領	判 定 基 準
10-1	力 計 画 力 ・ 判 断	飛行全般にわたって、先見性をもって飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において、適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して安全に飛行を継続するとともに、予期される危険を回避できること。
10-2	状 況 認 識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し安全に飛行できること。 2. 積極性を持ち、状況を正しく認識できること。
10-3	規 則 の 遵 守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守できること。

#### IV. 付録

1. ソアリングを行うために必要な能力		
番号	科目	
1-1	サーマル・ソアリング	<p>1-1-1. サーマルの存在の兆候を確認できること。</p> <p>1-1-2. サーマルの構造を知り、サーマルに入域するための適切な進入の方向を決定できること。</p> <p>1-1-3. 円滑で釣り合いのとれた操作でサーマル内にとどまれるように計画できること。</p> <p>1-1-4. サーマルから逸脱した場合に、適切な操作でサーマルに再入域できること。</p> <p>1-1-5. 地形、風向風速、他の航空機に対する注意を怠らないこと。</p> <p>1-1-6. サーマルとサーマルの間において適切な滑空速度を維持できること。</p>
1-2	リッジ・アンド・スロープ・ソアリング	<p>1-2-1. 地形及び風向風速の条件によって発生する地形上昇流の存在を認識できること。</p> <p>1-2-2. 上昇流域に適切に入域できること。</p> <p>1-2-3. 対地高度を判断して地形からの安全な距離を維持できること。</p> <p>1-2-4. 円滑で釣り合いのとれた操作で上昇流域にとどまれるように計画できること。</p> <p>1-2-5. 上昇流域から逸脱した場合に、適切な操作で上昇流域に再入域できること。</p> <p>1-2-6. 地形、風向風速、他の航空機に対する注意を怠らないこと。</p> <p>1-2-7. 適切な滑空速度を維持できること。</p> <p>1-2-8. リッジを横断する場合の操作が適切であること。</p>
1-3	ウェーブ・ソアリング	<p>1-3-1. ウェーブによる上昇流域を判断して適切に入域できること。</p> <p>1-3-2. 円滑で釣り合いのとれた操作で上昇流域にとどまれるように計画できること。</p> <p>1-3-3. 上昇流域から逸脱した場合に、適切な操作で上昇流域に再入域できること。</p> <p>1-3-4. 地形、風向風速、他の航空機に対する注意を怠らないこと。</p> <p>1-3-5. 大規模な乱気流の発生する可能性のある空域を予測してその空域を回避できること。</p> <p>1-3-6. 適切な滑空速度を維持できること。</p> <p>1-3-7. 必要に応じて航空交通管制機関との調整が行えること。</p>

#### V. 「実技教育の標準パターン」にある訓練科目の実施要領及び達成基準



番号	科目	実施要領	達成基準
1-1	横滑りからの着陸	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最終進入においてフォワード・スリップを行い、対地高度 60 メートル以上で通常の進入態勢に戻して着陸する。</li> <li>2. 抗力増大装置及びフラップは使用制限がある場合を除いて使用する。</li> <li>3. 指定された地点に接地する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 初期失速のバフェットを起こさないこと。</li> <li>2. 3 舵を適切に操作し、最終進入経路に正しく進入できること。</li> <li>3. 指定された地点から前方 60 メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。</li> <li>4. 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。</li> </ol>
1-2	最小沈下速度による滑空	最小沈下速度で直線滑空を行う。	速度は±9 キロメートル/時以内の変化であること。
1-3	地上目標を中心とした旋回	地上目標を中心として、航跡が目標から概ね等距離となるよう適宜傾斜角を修正しながら左又は右の 360 度旋回を行う。旋回経路は無風状態で傾斜角を 25 度の航跡とし、経路調整のための傾斜角の最大は 45 度とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所定の経路を滑空できること。</li> <li>2. 操作は柔軟円滑で、滑空機の操縦と地上の航跡の両方に対して注意分配が良くできること。</li> <li>3. 極端な急旋回とならないこと。</li> <li>4. 最低安全高度以下で飛行しないこと。</li> </ol>
1-4	背風着陸	<p>受審者は索切れ、場外着陸等において背風着陸が必要となった場合の操作について説明する。</p> <p>(注)この科目は口述によってのみ実施する。</p>	背風着陸の操作について説明できること。

以上